別表七の一付表一の記載要領第１号中「第11号」を「第９号」に改め、同第11号中「「⑭」まで及び「⑯」から「⑳」まで」を「「⑮」まで及び「⑰」から「㉑」まで」に改め、同第四号中「及び別表七㈠付表二」を「から別表七㈠付表三まで」に改め、同第五号を削り、同第六号中「「連結欠損金個別帰属額の加算額　(8)＋(12)　⑬」」を「「連結欠損金個別帰属額の加算額　(8)＋(13)　⑭」」に、「「⑫」」を「「⑬」」に、「「(⑫を当該他の連結子法人の発行済株式又は出資（当該他の連結子法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該連結法人の有する当該他の連結子法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」」を「「(⑬を当該他の連結子法人の発行済株式又は出資（当該他の連結子法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該連結法人の有する当該他の連結子法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」」に改め、同号を同第五号とし、同第七号を削り、同第八号中「「離脱をした連結子法人の前期の連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額（当該連結子法人の(7)）　⑭」」を「「離脱をした連結子法人の前期の連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額（当該連結子法人の(7)）　⑮」」に改め、同号を同第六号とし、同第九号中「「連結欠損金の繰戻し還付の特例の基礎となつた連結欠損金額の個別帰属額　⑮」」を「「連結欠損金の繰戻し還付の特例の基礎となつた連結欠損金額の個別帰属額　⑯」」に改め、同号を同第七号とし、同第十号中「「共同事業要件に該当する場合又は５年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しないことによりないものとされる連結欠損金額　⑯」」を「「共同事業要件に該当する場合又は５年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しないことによりないものとされる連結欠損金額　⑰」」に、「別表七㈠付表三」を「別表七㈠付表四」に改め、同号を同第八号とし、同第十一号中「「欠損等連結法人の適用連結事業年度前の連結欠損金額のうち当該欠損等連結法人に帰せられる金額　⑰」」を「「欠損等連結法人の適用連結事業年度前の連結欠損金額のうち当該欠損等連結法人に帰せられる金額　⑱」」に改め、同号を同第九号とし、同第十二号中「「連結欠損金当期控除前の調整後の連結欠損金個別帰属額（(3)若しくは(6)又は⑲）　⑳」」を「「連結欠損金当期控除前の調整後の連結欠損金個別帰属額（(3)若しくは(6)又は⑳）　㉑」」に、「「又は⑲」」を「「又は⑳」」に改め、同号を同第十号とする。

別表七の一付表二の表中

「

個別所得金額仮計（別表四の二付表「47の①」）

」を

「

個別所得金額仮計（別表四の二付表「46の①」）

」に、

「

調整前の控除未済連結欠損金個別帰属額（前期の別表七の二付表一「20」又は「28」）又は別表七の二付表二「20」）	特定連結欠損金個別帰属額の計算	
	㉕のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額（前期の別表七の二付表一「14」）又は別表七の二付表二「20の内書」）	特定連結欠損金個別帰属額からないものとする金額（当該発生連結事業年度の㉖と（(⑫又は㉔）－当該発生連結事業年度前の㉚の合計額）のうち少ない金額）

」を

「

調整前の控除未済連結欠損金個別帰属額（前期の別表七の二付表一「20」又は「28」）又は別表七の二付表二「20」）	特定連結欠損金個別帰属額の計算	
	㉕のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額（前期の別表七の二付表一「14」）又は別表七の二付表二「21の内書」）	特定連結欠損金個別帰属額からないものとする金額（当該発生連結事業年度の㉖と（(⑫又は㉔）－当該発生連結事業年度前の㉚の合計額）のうち少ない金額）

」に改め、同表の記載要領を次のように改める。